

議案第31号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表76の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表77の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表88の項中「昭和20年」を「平成20年」に、「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表90の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表92の項中

「

イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請	申請に係る住戸の数が1戸の場合		1件につき	4,000円
	申請に係る住戸の数が1戸を超え5戸以下の場合		1件につき	9,000円
	申請に係る住戸の数が5戸を超え10戸以下の場合		1件につき	15,000円
	申請に係る住戸の数が10戸を超え25戸以下の場合		1件につき	25,000円
	申請に係る住戸の数が25戸を超え50戸以下の場合		1件につき	43,000円
	申請に係る住戸の数が50戸を超え100戸以下の場合		1件につき	77,000円
	申請に係る住戸の数が100戸を超え200戸以下の場合		1件につき	121,000円
	申請に係る住戸の数が200戸を超える場合		1件につき	153,000円
ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをい	（ア）住宅部分について、戸数の区分に応じた金額	1戸の場合	1件につき	4,000円
		1戸を超え5戸以下の場合	1件につき	9,000円
		5戸を超え10戸以下の場合	1件につき	15,000円
		10戸を超え25戸以下の場合	1件につき	25,000円
		25戸を超え50戸以下の場合	1件につき	43,000円

う。以下この項及び次項において同じ。)を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)		50戸を超え100戸以下の場合	1件につき	77,000円	
		100戸を超え200戸以下の場合	1件につき	121,000円	
		200戸を超える場合	1件につき	153,000円	
	(イ) 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額		300㎡以下の場合	1件につき	9,000円
			300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	25,000円
			2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	77,000円
			5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	121,000円
			10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	153,000円
			25,000㎡を超える場合	1件につき	191,000円
	(ウ) 非住宅部分について、床面積の合計の区分に応じた金額		300㎡以下の場合	1件につき	9,000円
			300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	25,000円
			2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	77,000円
			5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	121,000円
			10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	153,000円
			25,000㎡を超える場合	1件につき	191,000円

を  
「

<p>イ アに掲げる申請以外の申請（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、（イ）に掲げる金額を除く。）</p>	<p>（ア） 住宅部分について、戸数の区分に応じた金額</p>	1戸の場合	1件につき	4,000円
		1戸を超え5戸以下の場合	1件につき	9,000円
		5戸を超え10戸以下の場合	1件につき	15,000円
		10戸を超え25戸以下の場合	1件につき	25,000円
		25戸を超え50戸以下の場合	1件につき	43,000円
		50戸を超え100戸以下の場合	1件につき	77,000円
		100戸を超え200戸以下の場合	1件につき	121,000円
		200戸を超える場合	1件につき	153,000円
	<p>（イ） 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額</p>	300㎡以下の場合	1件につき	9,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	25,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	77,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	121,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	153,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	191,000円
	（ウ） 非住宅	300㎡以下の場合	1件につき	9,000円

	部分について、 床面積の合計の 区分に応じた金 額		つき	
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	25,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	77,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	121,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	153,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	191,000円

」

に、

「

イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請	申請に係る住戸の数が1戸の場合	1件につき	33,000円	
	申請に係る住戸の数が1戸を超え5戸以下の場合	1件につき	66,000円	
	申請に係る住戸の数が5戸を超え10戸以下の場合	1件につき	93,000円	
	申請に係る住戸の数が10戸を超え25戸以下の場合	1件につき	130,000円	
	申請に係る住戸の数が25戸を超え50戸以下の場合	1件につき	187,000円	
	申請に係る住戸の数が50戸を超え100戸以下の場合	1件につき	268,000円	
	申請に係る住戸の数が100戸を超え200戸以下の場合	1件につき	363,000円	
	申請に係る住戸の数が200戸を超える場合	1件につき	476,000円	
ウ 一の建築物全体に係る申請	(ア) 住宅部分について、戸	1戸の場合	1件につき	33,000円

<p>(ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)</p>	<p>数の区分に応じた金額</p>	1戸を超え5戸以下の場合	1件につき	66,000円
		5戸を超え10戸以下の場合	1件につき	93,000円
		10戸を超え25戸以下の場合	1件につき	130,000円
		25戸を超え50戸以下の場合	1件につき	187,000円
		50戸を超え100戸以下の場合	1件につき	268,000円
		100戸を超え200戸以下の場合	1件につき	363,000円
		200戸を超える場合	1件につき	476,000円
	<p>(イ) 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額</p>	300㎡以下の場合	1件につき	104,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	172,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	267,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	343,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	410,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	478,000円
	<p>(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準）であって、市長が指定するものを</p>	300㎡以下の場合	1件につき	80,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	130,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	210,000円

	いう。)を用いるものに限る。)について、床面積の合計の区分に応じた金額	合		
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	280,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	340,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	400,000円
	(工) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。)を用いるものに限る。)について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	229,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	366,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	521,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	639,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	753,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	860,000円

」

を  
「

イ アに掲げる申請以外の申請(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)	(ア) 住宅部分について、戸数の区分に応じた金額	1戸の場合	1件につき	33,000円
		1戸を超え5戸以下の場合	1件につき	66,000円
		5戸を超え10戸以下の場合	1件につき	93,000円
		10戸を超え25戸以下の場合	1件につき	130,000円

		25戸を超え50戸以下の場合	1件につき	187,000円
		50戸を超え100戸以下の場合	1件につき	268,000円
		100戸を超え200戸以下の場合	1件につき	363,000円
		200戸を超える場合	1件につき	476,000円
	(イ) 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	104,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	172,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	267,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	343,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	410,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	478,000円
	(ウ) 非住宅部分（モデル建築物法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	80,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	130,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	210,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	280,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	340,000円

		25,000㎡を超える場合	1件につき	400,000円
	(工) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。)を用いるものに限る。)について、床面積の合計の区分に応じた金額	300㎡以下の場合	1件につき	229,000円
		300㎡を超え2,000㎡以下の場合	1件につき	366,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以下の場合	1件につき	521,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	1件につき	639,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以下の場合	1件につき	753,000円
		25,000㎡を超える場合	1件につき	860,000円

に改め、同表93の項中

「

イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請		1件につき	前項の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額
ウ 一の建築物全体に係る申請(ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、(イ)に掲げる金額を除く。)	(ア) 計画の認定を受けた住宅部分、共用部分及び非住宅部分について	1件につき	前項の1の(1)のウによりそれぞれ算出した額の2分の1に相当する額
	(イ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について	1件につき	前項の1の(1)のウに規定する金額

を

「

イ アに掲げる申請以外	(ア) 計画の認定を受	1件に	前項の1の(1)のイにより
-------------	-------------	-----	---------------

の申請（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、共用部分に係る金額を除く。）	けた住宅部分、共用部分及び非住宅部分について	つき	それぞれ算出した額の2分の1に相当する額
	（イ）新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について	1件につき	前項の1の(1)のイに規定する金額

に、  
「

イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請		1件につき	前項の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額
ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、（イ）に掲げる金額を除く。）	（ア）計画の認定を受けた住宅部分、共用部分及び非住宅部分について	1件につき	前項の1の(2)のウによりそれぞれ算出した額の2分の1に相当する額
	（イ）新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について	1件につき	前項の1の(2)のウに規定する金額

を  
「

イ アに掲げる申請以外の申請（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、共用部分に係る金額を除く。）	（ア）計画の認定を受けた住宅部分、共用部分及び非住宅部分について	1件につき	前項の1の(2)のイによりそれぞれ算出した額の2分の1に相当する額
	（イ）新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について	1件につき	前項の1の(2)のイに規定する金額

に改め、同表97の項中

「

イ 共同住宅等の場合（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。）	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,0	1件につき	18,000円

)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。ウの(イ)並びに(2)のイ及びウの(イ)において同じ。)	00㎡未満の場合			
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき		41,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき		74,000円
ウ一の建築物全体の場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)	(ア) 住宅部分(イに係るものを除く。)		1件につき	4,700円
	(イ) 共同住宅等	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	18,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	41,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	74,000円
	(ウ) 非住宅部分	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	15,000円
		申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	74,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	110,000円

		合		
		申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	140,000円
		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	180,000円

」

を  
「

イ アに掲げる申請以外の場合	(ア) 住宅部分（(イ)に係るものを除く。）		1件につき	4,700円
	(イ) 共同住宅等（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものを用いる場合）を用いる場合）は、共用部分の床面積を除く。(2)のイの(イ)において同じ。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	18,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	41,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	74,000円
	(ウ) 非住宅部分	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	9,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	15,000円
		申請する床面積の合計	1件につき	25,000円

		が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	つき	
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	74,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	110,000円
		申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	140,000円
		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	180,000円

に、  
「

イ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）の場合		申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
ウ 一の建築物全体の場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	（ア）住宅部分（イ）に係るものを除き、性能基準を用い	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円

	るものに限る。 )			
(イ) 共同住宅等の部分(性能基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円	
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円	
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円	
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円	
(ウ) 非住宅部分(モデル建築物法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項及び99の項において同じ。)を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	80,000円	
	申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円	
	申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円	
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円	
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円	
	申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円	
	申請する床面積の合計が25,000㎡以上	1件につき	400,000円	

		の場合		
(工) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。次項及び99の項において同じ。）を用いるものに限る。）		申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	210,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	260,000円
		申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
		申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円

を「

イ アに掲げる申請以外の場合	(ア) 住宅部分（(イ)に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
	(イ) 共同住宅等の部分（性	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円

能基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
(ウ) 非住宅部分(モデル建築物法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項及び99の項において同じ。)を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	80,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
	申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円
	申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円
	申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	400,000円
	(エ) 非住宅部分(標準入力	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき

法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。次項及び99の項において同じ。）を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	260,000円
	申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
	申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
	申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円

に改め、同表98の項中

「

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等の場合		前項の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額
エ 新たに追加する共同住宅等の場合		前項の(1)のイに規定する額
オ 一の建築物全体の場合（アからエまでに掲げる場合を除く。）	（ア） 計画の認定を受けた住宅部分（（イ）に規定するものを除く。）	前項の(1)のウの（ア）に規定する額の2分の1に相当する額
	（イ） 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(1)のウの（イ）に規定する額の2分の1に相当する額
	（ウ） 計画の認定を受けた非住宅	前項の(1)のウの（ウ）に規

」

	部分	定する額の2分の1に相当する額
	(工) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(1)のウに規定する額

を

「

ウ ア及びイに掲げる申請以外の場合	(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に規定するものを除く。）	前項の(1)のイの(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
	(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(1)のイの(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
	(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分	前項の(1)のイの(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額
	(工) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(1)のイに規定する額

に、

「

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等の場合		前項の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額
工 新たに追加する共同住宅等の場合		前項の(2)のイに規定する額
オ 一の建築物全体の場合（アからエまでに掲げる場合を除く。）	(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に規定するものを除く。）	前項の(2)のウの(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
	(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(2)のウの(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
	(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）	前項の(2)のウの(ウ)に規定する額の2分の1に

		相当する額
	(工) 計画の認定を受けた非住宅部分 (標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)	前項の(2)のウの(工)に規定する額の2分の1に相当する額
	(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(2)のウに規定する額

を  
「

ウ ア及びイに掲げる申請以外の場合	(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ( (イ) に規定するものを除く。 )	前項の(2)のイの(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
	(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(2)のイの(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
	(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分 (モデル建物法を用いるものに限る。)	前項の(2)のイの(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額
	(工) 計画の認定を受けた非住宅部分 (標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)	前項の(2)のイの(工)に規定する額の2分の1に相当する額
	(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(2)のイに規定する額

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。